

Weekly Report

第527日号
令和元年10月28日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

「下請法」と「消費税転嫁対策特措法」

毎年11月は「下請取引適正化推進月間」として、下請法（下請代金支払遅延等防止法）の普及・啓発が集中的に行われます（今年度の標語は「無茶な依頼 しないさせない 受け入れない」）。また、消費税率引上げ後の転嫁拒否行為について、中小事業者に対する悉皆的な書面調査も今後実施されます。

◆下請法による親事業者の義務と禁止行為

下請法は、物品の製造や修理、情報成果物作成、役務提供の委託取引が対象となり、取引内容に応じて規定されている資本金区分に該当する場合に適用されます。対象取引の親事業者に対しては、発注時の書面交付など4項目の義務と、受領拒否（注文した物品等の受領を拒む）や、支払遅延（支払期日までに代金を支払わない）、減額（あらかじめ定めた代金を減額する）、買ったとき（通常対価に比べて著しく低い代金を不当に定める）など11項目の禁止事項が定められています。

◆消費税の転嫁拒否行為を禁止する措置

今月から消費税率が10%に引き上げられまし

たが、消費税転嫁対策特措法では、大規模小売事業者（売上高100億円以上など）と継続して取引している事業者や、法人と継続して取引している資本金3億円以下の事業者や個人事業者等に対して、減額や買ったとき、本体価格での交渉の拒否などにより消費税の転嫁を拒む行為を禁止しています。

特に、税込価格で対価を定めている場合に消費税率引上げ後も対価を据え置く行為や、販売する商品が軽減税率の対象品目であることを理由に10%が適用される商品の仕入価格を据え置く行為は「買ったとき」に該当しますので、注意しましょう。

一般NISAの非課税期間が終了した場合

一般NISAの非課税期間は最長5年間のため、平成27年（2015年）分は今年末で終了します。

NISA口座内の上場株式等を売却せずに非課税期間終了後も保有し続ける場合は、その年末時点の時価を取得価額として、①令和2年（2020年）分のNISA口座に移管（ロールオーバー）、又は②特定口座などの課税口座に移管ができます。

①を選択した場合、引き続き5年間非課税となりますが、ロールオーバーした分だけ非課税投資枠（120万円）を使用します（上場株式等の時価が120万円を超えている場合でも、すべてロールオーバー可能）。なお、ロールオーバーをする場合は予め手続きが必要となります。

国外居住親族に係る扶養控除等の適用

国外居住親族について扶養控除等を適用する方は、扶養控除等申告書を提出する際に「親族関係書類（親族であることを証明する一定の書類）」を提出する必要があります。

また、年末調整を行う際には「送金関係書類（親族の生活費を支払ったことを明らかにする一定の書類）」を提出する必要があります（提出がない場合は扶養控除等の適用はできません）。

なお、送金関係書類は、*外国送金依頼書の控え、*カードの利用明細書などが該当します。